感染症発症証明書について

万一お子様が学校保健安全法で定められた学校感染症にかかった場合は出席停止となります。この場合、「感染症発症証明書」に医療機関受診時に医師から登校停止期間の指示をしていただいた内容をご記入いただく必要があります。登校が可能になった日に書類の提出をお願いします。医師からの指示内容をもとに、学校長が出席停止期間を判断いたします。

- ※出席停止の期間は感染症の種類に応じて、概ね基準が定められていますが、病状には個人差もありますので、合併症の起こらないよう十分に休養し、医師の診断に基づいて登校するよう留意してください。
- ※感染拡大を防止するため、出席停止中は外出を控え、友人との接触は避けてください。
- ※感染症発症証明書は、栄徳高校ホームページよりダウンロードできます。

【学校感染症の種類と出席停止期間】

| 分類 | 病名 | 出席停止の基準 |
|-----|--|---|
| 第一種 | エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペストマールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 (ポリオ) ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (SARS) 中東呼吸器症候群 (MERS) 特定鳥インフルエンザ | 治癒するまで |
| 第二種 | インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤 |
| | 百日咳 | による治療が終了するまで |
| | 麻疹(はしか) | 発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、 かつ、全身状態が良好となるまで |
| | 風疹 | 紅斑性の発しんが消失するまで |
| | 水痘(みずぼうそう) | すべての発しんが痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱(プール熱) | 主要症状が消失した後2日を経過するまで |
| | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで |
| | 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 | 症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで |
| 第三種 | コレラ | |
| | 細菌性赤痢 | |
| | 腸管出血性大腸菌感染症 | 症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで |
| | 腸チフス パラチフス | |
| | 流行性角結膜炎 | |
| | 急性出血性結膜炎 | |
| | その他の感染症(注1) | |

- (注1) その他の感染症例
- ・感染性胃腸炎・サルモネラ感染症・カンピロバクター感染症
- ・マイコプラズマ感染症・インフルエンザ菌感染症・肺炎球菌感染症
- ・溶連菌感染症など